

## 「児童生徒の学習評価の在り方に関するワーキンググループにおける審議の中間まとめ」に係る 意見募集の結果について

### 1. 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 平成22年2月13日(土)～平成22年3月5日(金)
- (2) 意見の提出方法 郵便, FAX, 電子メール

### 2. 意見総数

124件 (内訳 郵便:2件 FAX:38件 電子メール:84件)

意見 番号	分類	意見内容(提出された意見を事務局の責任において整理し,取りまとめたもの)
1	総論	学習評価を学習指導に生かすPDCAサイクルを実施できるように,中間まとめに示された取組だけでなく教員の定数改善,少人数学級の実現,文書作成の軽減等により教師の負担を軽減すべき。
2	総論	本来,学習評価とは,子ども一人ひとりの学習課題や次の活動への学習意欲など,子どもの学びを支援するために行われるものである。教える側からの視点でなく,一人ひとりの子どもの学びの過程を重視すべきである。
3	総論	2.(小・中学校における学習評価の現状と課題)において,学校における学習状況の評価が上級学校への入学者選抜にそぐわないと思っている中学校教師が半数を超えている現状が課題である,と言及すべき。
4	総論	児童生徒の自己評価や相互評価に言及すべき。
5	総論	評価の在り方や指導要録の記載事項を一層簡素化すべき。また,指導要録に記述欄が多すぎる。
6	総論	指導要録が外部に対する証明だけの役割であれば,より簡素化を図るべき。
7	観点別学習 状況の評価	評価の観点は定着しており,変更すべきでない。

意見 番号	分類	意見内容(提出された意見を事務局の責任において整理し,取りまとめたもの)
8	観点別学習 状況の評価	学校教育法において示された学力の3つの要素に合わせて観点を3つにすべき。
9	観点別学習 状況の評価	各観点と学力の3つの要素の対応関係を明示すべき。
10	観点別学習 状況の評価	「知識・理解」と「技能」は分ける方がよい。
11	観点別学習 状況の評価	評価の観点について,3段階で評価するのではなく,「十分満足できる」と判断できる場合にのみ記録すべき。
12	観点別学習 状況の評価	観点別学習状況の評価と評定との関係を整理すべき。また,4つの観点の順序性や重み付けについて触れる必要がある。
13	観点別学習 状況の評価	観点別学習状況の評価は客観性に欠け,効果的ではない。また,小・中学校の指導要録において高等学校と同様に観点別学習状況の評価は不要である。
14	観点別学習 状況の評価 (関心・意欲・態度)	「関心・意欲・態度」の具体的な評価方法を検討し,示すべき。
15	観点別学習 状況の評価 (関心・意欲・態度)	「関心・意欲・態度」については,挙手や発言回数等で評価している教師はならず,あえて評価方法を例示する必要はない。
16	観点別学習 状況の評価 (関心・意欲・態度)	「関心・意欲・態度」については,3段階での評価を維持すべき。
17	観点別学習 状況の評価 (関心・意欲・態度)	「ある程度長い区切りの中で適切に設定した時期において」は削除すべき。
18	観点別学習 状況の評価 (関心・意欲・態度)	「関心・意欲・態度」の評価の仕方や評定への反映は,全国レベルでの一貫性が必要なので,「関心・意欲・態度」の評価を評定へ反映に当たっての工夫や,都道府県等の地域ごとの評価の在り方等の工夫に係る記述を削除すべき。

意見 番号	分類	意見内容(提出された意見を事務局の責任において整理し,取りまとめたもの)
19	観点別学習 状況の評価 (関心・意欲・態度)	「関心・意欲・態度」の評価は不要である。「関心・意欲・態度」の評価は数字では表せない。
20	観点別学習 状況の評価 (思考・判断・表現)	思考・判断と表現を一つの観点にしたことは妥当である。
21	観点別学習 状況の評価 (思考・判断・表現)	「思考・判断・表現」の観点の趣旨と評価の在り方について丁寧に説明すべき。
22	評定	評定は簡潔だが,分かりにくく,保護者への説明にトラブルになることもある。
23	評定	評価を評定として数値化すべきでない。
24	各教科等 (国語)	国語科の観点別学習状況の評価の観点に「思考」にかかわるものを明確に位置付けるべき。
25	各教科等 (音楽,図画工作,美術)	音楽,図画工作,美術における観点の整理は妥当である。
26	各教科等 (音楽)	音楽科の評価の観点に「感受」を残すべき。また,「鑑賞の能力」において評価する「知識・理解」の内容を明示すべき。
27	各教科等 (音楽)	音楽科の4つの評価の観点の名称について,表現と鑑賞,及びそれらを結ぶものとして,新しい学習指導要領に共通事項が位置づけられたこと等を踏まえ, 音楽への関心・意欲・態度 音楽表現の技能・創意工夫 感受・鑑賞の能力 音楽に関する知識・理解と言語表現 にすべき。
28	各教科等 (音楽)	音楽科の観点「音楽表現の創意工夫」について,変声期等において表現することができない場合には,創意工夫を評価することができないとの誤解を生む可能性があるため,分かりやすい観点の名称を求める。

意見 番号	分類	意見内容(提出された意見を事務局の責任において整理し,取りまとめたもの)
29	各教科等 (技術・家庭)	技術・家庭科の観点のうち「生活を工夫し創造する能力」及び「生活の技能」を「生活や技術を工夫し創造する能力」及び「生活や技術」の技能と修正すべき。
30	各教科等 (体育,保健体育)	体育,保健体育の「身体表現」について,音楽等と同様に,一般的な「思考・判断・表現」にあてはまらないものがあることを明示すべき。
31	各教科等 (外国語)	中学校外国語科の評価の観点の改正案「表現(話す,書く)の能力」及び「理解(聞く,読む)の能力」については,「表現の能力」「理解の能力」とするか,「話す・書く能力」「聞く・読む能力」とすべき。
32	各教科等 (外国語)	外国語科の評価の観点の名称「コミュニケーションへの関心・意欲・態度」を「外国語への関心・意欲・態度」と変更すべき。
33	各教科等 (外国語活動)	小学校外国語活動の評価について,観点別学習状況の評価の考え方を丁寧に示してほしい。
34	各教科等 (外国語活動)	小学校外国語活動の評価は,目や耳できき楽しく体験し,慣れ親しむことが目的なので,評価はそぐわない。
35	各教科等 (外国語活動,総合的な学習の 時間,特別活動,行動の記録)	外国語活動,総合的な学習の時間,特別活動,行動の記録についても,観点や評価の項目を例示すべき。
36	高等学校	高等学校における観点別学習状況の評価を定着させるためには,文部科学省が観点別学習状況の評価の記入を含めた指導要録の様式を示すべき。
37	高等学校	大学入試制度を含めて検討しなければ,高等学校における学習評価の在り方の改善は難しい。
38	特別支援教育	障害のある児童生徒については,個別の指導計画に基づく学習評価はできるだけ簡素なものとするべき。
39	国や教育委員会 等の支援	国が評価規準,評価場面等を示すべき。また,今回の見直しの考え方等について,教師に対して定着を図ることが必要である。

意見 番号	分類	意見内容(提出された意見を事務局の責任において整理し,取りまとめたもの)
40	国や教育委員会 等の支援	8.(2)(評価規準・評価方法の研究開発の推進)で言及されている「長期的な変化・成長・発達をとらえるような評価規準」を,各教科の評価方法として研究開発することが望ましい旨を記述すべき。
41	国や教育委員会 等の支援	教師や学校のみならず,国においても学習指導を学習評価の現状を踏まえたPDCAのサイクルを実施すべき。
42	国や教育委員会 等の支援	情報通信技術の活用のための環境整備が必要。また,専門家等の意見を十分聞くことも必要である。
43	その他	「学校教育に関する意識調査」(平成15年度)と「学習指導と学習評価に対する意識調査」(平成21年度)の結果が比較され,学習評価に関する教員や保護者の変化が分析されているが,この2つの調査は質問文が異なるため,調査結果の単純な比較はできないのではないか。
44	その他	保存の必要性についても検討し,指導要録の保存期間を短縮すべき。
45	その他	「愛国心」を評価項目に入れるべきでない。また,改正教育基本法や改正学校教育法の条文の引用を削除し,代わりに,日本国憲法の全文と児童の権利に関する条約の全文を報告書に入れ,これに基づいて評価規準を設定すべき。
46	その他	情報教育についても,系統的な学習指導を進めるとともに,学習評価の在り方を明示すべき。